

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 25 日

下 呂 市 長 山 内 登

令和 8 年下呂市条例第51号

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例

下呂市分担金徴収条例（平成16年下呂市条例第64号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
（分担金の額） 第 3 条 分担金等は、事業ごとに毎年度当該事業費の額に、それぞれ別表に掲げる率を乗じて得た額とする。<u>ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u>	（分担金の額） 第 3 条 分担金等は、事業ごとに毎年度当該事業費の額に、それぞれ別表に掲げる率を乗じて得た額とする。																		
（分担金の免除） 第 3 条の 2 次の各号のいずれかに該当する事業は、分担金を徴収しない。 （1） 市単独事業の農道整備事業 （2） 農道舗装事業 （3） 農業用施設災害復旧事業 （4） 林道災害復旧事業																			
別表（第 1 条、第 3 条関係）	別表（第 1 条、第 3 条関係）																		
<table><tr><th>事業名</th><th>区分</th><th>受益者負担率</th></tr><tr><td colspan="3">土地改良事業の部 （略）</td></tr><tr><td>農道整備事業</td><td colspan="2">県営事業の項～県単補助事業の項 （略）</td></tr></table>	事業名	区分	受益者負担率	土地改良事業の部 （略）			農道整備事業	県営事業の項～県単補助事業の項 （略）		<table><tr><th>事業名</th><th>区分</th><th>受益者負担率</th></tr><tr><td colspan="3">土地改良事業の部 （略）</td></tr><tr><td>農道整備事業</td><td colspan="2">県営事業の項～県単補助事業の項 （略）</td></tr></table>	事業名	区分	受益者負担率	土地改良事業の部 （略）			農道整備事業	県営事業の項～県単補助事業の項 （略）	
事業名	区分	受益者負担率																	
土地改良事業の部 （略）																			
農道整備事業	県営事業の項～県単補助事業の項 （略）																		
事業名	区分	受益者負担率																	
土地改良事業の部 （略）																			
農道整備事業	県営事業の項～県単補助事業の項 （略）																		

改 正 後				改 正 前			
					市単独 事業		20%
				農道舗装事 業	一律		10%
草地林地一体的利用総合整備事業の 部（略）				草地林地一体的利用総合整備事業の 部（略）			
農地災害復 旧事業	国の査 定した 事業	事業費の額か ら国・県から 交付を受けた 補助金の額を 控除した額の 75%		農地災害復 旧事業	国の査 定した 事業	事業費の額か ら国・県から 交付を受けた 補助金の額を 控除した額 <u>（以下「補助 残額」とい う。）</u> の75%	
	市単独 事業	15%			市単独 事業	15%	
林道開設・改築事業の部～林道舗装事 業の部（略）				農業用施設 災害復旧事 業	国の査 定した 事業	補助残額の 75%	
					市単独 事業	15%	
林道開設・改築事業の部～林道舗装事 業の部（略）				林道開設・改築事業の部～林道舗装事 業の部（略）			
				林道災害復 旧事業	国の査 定した 事業	補助残額の 10%	
					市単独 事業	5%	
コミュニティ施設等整備事業の部～ラ イフライン保全対策事業の項（略）				コミュニティ施設等整備事業の部～ラ イフライン保全対策事業の項（略）			

改 正 後	改 正 前
※峰越林道における開設・改良、舗装は、頂上より半径500m以内は免除とする。	※峰越林道における開設・改良、舗装、 <u>災害復旧事業</u> は、頂上より半径500m以内は免除とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

